

身だしなみの基準

趣旨

私たち一人ひとりの「身だしなみ」は、新川みどり野高等学校全体のイメージとして、地域の方々や多くの人たちに伝わります。「身だしなみ」のあり方を考え、相手に不快感を与えない服装をし、社会の一員としてふさわしい「身だしなみ」を心掛けましょう。

1 服装について（私服の場合）

- ・華美な服やスエット、部屋着、パジャマ等のだらしない服は着用しない。
- ・肌（かた、胸元、へそ、大腿部等）を露出しない服を着用する。
- ・他校の制服は着用しない。
- ・体育服は、体育の授業以外では着用しない。（登下校を含む）

2 頭髪等について

- ・染色、脱色、変形カットはせず、清潔感を保つ。
- ・髪は伸ばさない。

3 化粧について

- ・化粧はナチュラルメイクまでとする。
- ・ネイルチップ、ネイルアート、マニキュアはしない。

4 装身具について

- ・アクセサリー類（ネックレス、指輪、ブレスレット、ピアス、イヤリング等）は身につけない。
- ・刺青（タトゥー）はしない。（シールを含む）
- ・コンタクトレンズは透明なもの使用する。

5 履き物

- ・通学には、革靴、運動靴、スニーカー等、又は天候状況に応じたものを使用する。